

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A

(更新部分のみ抜粋)

平成29年2月7日

2. 通所型サービスについて

2-4 平成29年4月以降に、介護予防通所介護の新規利用者を受入することは可能か。

29.2.7

(答)

介護予防通所介護の利用希望があった場合、原則は総合事業において同等サービスとなる旧介護予防通所介護相当サービスの利用を促すこととなります。

ただし、利用希望している事業所が旧介護予防相当サービスの指定を受けていない場合は、当該事業所の特色等を勘案し、他の旧介護予防通所介護相当サービス事業所ではなく当該事業所を利用することが妥当として介護予防サービス計画等位置付けがあれば、介護予防通所介護の新規利用者として受入可能とします。

なお、介護予防通所介護は最長でも平成30年3月末で指定の効力がなくなるので、受入にあたっては指定の効力がなくなった後などについて十分考慮し、利用者に説明した上で受入してください。

※介護予防訪問介護についても同様の取扱いとします。